

改選後の議員控室改修の基本的な考え方について（案）

次の事項を基本として、議員控室の改修を行うこととする。

- 1 議員控室の議員 1 人当たりの基準面積については、おおむねこれまでの基準と同程度とし、会派の議員数を踏まえ、控室の面積を決定することとする。
- 2 次のとおり、改修工事に係る費用を最小限に抑えることとする
 - (1) 議員控室の位置は、現状を踏まえることとし、壁の設置及び撤去は必要最小限にとどめる。
 - (2) 壁の設置位置は、柱及びサッシの位置を考慮する。
 - (3) 会派内の仕切りは、簡易壁又はパーテーションとする。
- 3 次の選挙まで改修工事は行わない。なお、会派構成に大きな変更が生じるなど、特別な事情が生じた場合には、別途協議することとする。